

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の  
公民館の対応について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染症法上の位置付けが5類に移行されることに伴い、公民館の対応につきまして、下記のとおりといたします。

なお、5月8日以降は、新型コロナに感染した場合でも、法律に基づく外出自粛は求められません。公民館の利用におきましても、個人の主体的な判断が尊重されるよう適切な対応をお願いいたします。

本通知は5月8日以降の公民館利用に適用いたします。また、本通知の内容につきましては、今後、国の通知等に併い適宜見直します。

記

1 段階基準表の取扱いについて

- ・段階基準表については、5月8日以降、適用しない。
- ・今後は、感染状況や警報等の発令を踏まえ、適宜対応を通知。

<参考>

[

段階	1	2	3	4
使用時間	9～21	9～21	9～20	9～1
同時使用	○	○	○	×
事業	通常どおり	室内は2時間/回	室内は1時間/回	中止
自主グループ	通常どおり	2時間/回	1時間/回	中止
貸館	通常どおり	2時間/回	市内の団体 1時間/回	地域団体 1時間/回

2 基本的な感染対策について 次の各号に定める基本的な感染対策については、公民館利用者個人、利用団体（自主グループを含む）の判断に委ねることとする。

- ① マスクの着用
- ② 手洗いや手指消毒等の実施
- ③ こまめな換気の実施
- ④ 公民館利用前の検温の実施